構成員提出資料

目次

0	王寺	直子	構成員提出資料		•	Ρ.	1
---	----	----	---------	--	---	----	---

- 〇 奥山 千鶴子 構成員提出資料 · · · P. 3
- 〇 菊地 加奈子 構成員提出資料 · · · P. 4
- 駒崎 弘樹 構成員提出資料 ・・・P.9
- 〇 万井 勝徳 構成員提出資料 •••P. 35

こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた 試行的事業実施の在り方に関する検討会 御中

特定非営利活動法人全国認定こども園協会

意見書

この「こども誰でも通園制度」が「こどもが権利の主体」として、保護者の就労要件を問わず、全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化すること及びこどもの良質な成育環境を整備することを目的として推進されることに、強く賛同しております。その上で、この「こども誰でも通園制度」が「こどもが権利の主体」とした制度であることをもう一度確認をしたうえで、「こども基本法及びこどもの権利条約」を基に試行的事業が行われることを強く願っております。

前回までの検討会で議論された内容について、中間整理(案)の留意事項や整理が必要な事項の中に記載いただいているものの、試行的事業段階でも重要と思われる内容の検討がないままに試行的事業が実施されようとしている点については不安を感じております。

また、この検討会が「試行的事業実施の在り方に関する検討会」という位置づけの中で、 試行的実施要項(案)を策定される際に意見を述べる機会が与えられなかった点は大変残 念ではありますが、試行的事業実施にあたり特にご留意いただきたい点を以下に述べます。

1. こどもの安心・安全が大前提

乳幼児を受け入れるに足る施設の要件と乳幼児を受け入れるための施設側の受け入れ 態勢を十分に確保できなければ最悪な事態を招きかねない。現時点で事業実施事業者の 要件、施設・設備の要件が記されているわけではないが、こどもが安心・安全に過ごす ことができ「生命の保持と情緒の安定」を保証することができる環境を提供できる施設 において事業を実施していただくことと併せて、配置される職員についても、0.1.2 歳の 発達の特性や見識を有した上で、十分な保育の経験を持つ保育者が担当されることを強 く要望する。

2. 一時預かり事業との関係について

一時預かり事業(一般型)との整合性についても現時点で記されていないが、自治体、事業実施者、保護者が共通理解をもち、スムーズな実施となるよう整理を行っていただきたい。特に、月10時間を超えた場合の利用方法の整理については、試行的事業段階でも起こりうることが想定されるため、早急に整理いただきたい。

3. 保育者等人員の確保の促進について

この制度を円滑に運営するためには、保育者はもちろんのこと、様々な専門分野の専門職が関わることができる制度設計をしていただきたい。そのための人材と財源の確保についても進めていただきたい。

4. 継続的な検討会の実施について

本格実施に移行する際には、各地で試行的事業が実施された結果を検証するためにも 是非とも今回のような検討会を実施していただき、議論・検討の上、本格実施につなげ ていただきたい。

◆終わりに

改めて、この「こども誰でも通園制度」が「こどもが権利の主体」として、保護者の 就労要件を問わず、全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強 化すること及びこどもの良質な成育環境を整備することを目的として推進されることは 大変画期的なことであり、強く賛同しております。

全国で「こども」「誰でも」が安心して「通園」できる制度となることができれば、こどもの発達に大きく寄与され、また、その保護者にとってもこどもの育ちを客観的に把握し、こどもと向き合うことができると思います。そのためには、どの制度においてもこども基本法の理念にある「こどもの意見を聞く」、「こどもにとってどうなのか」という点を丁寧に吸い上げ、施策に反映することが大変重要になることと考えます。

現状の保育現場は保育士の不足が危機的な状況となっており、通常保育を維持するだけでも精一杯という地域・施設が少なくありません。この制度をしっかりと位置付けるためにも、保育者に対する抜本的な処遇改善、配置基準の抜本的な見直しが最優先事項です。

この制度の試行的事業実施段階においても「こどもまんなか」が揺らぐことなく、推 進されることを強く願っております。 こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する 検討会(第4回)への意見書

> NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会 認定 NPO 法人びーのびーの 理事長 奥山千鶴子

1. 保護者にとっての意義について

不安の高い保護者にとっては、保育者のアドバイスや育児方法の模範を示すといったものが逆に親自身の不全感を助長してしまう可能性や専門職に依存してしまうこともあることに配慮が必要だと思います。こども誰でも通園制度(仮称)を通じて、子どものことを理解している保育者が複数いることで、子どもの良さや得意なことを共有するといった支えを得て保護者が子育てについて自信を高めるような、エンパワメントの視点が重要です。

親の不全感の背景には、孤立した育児、パートナーとの不和、生育歴等多様な課題が含まれているケースもあり、保育者はその背景について理解しようとする力が必要です。

(子育てひろばエッセイ&フォト作品集より)

親も子も成長できる場 小倉真由(大阪府)

よく行く子育てひろばでは月に1回、一時保育を行っている。ママの心のリフレッシュと、ママと離れることで得られる子どもの心の成長を応援してくれるもので、子どもが2歳になった頃、この一時保育に申し込んだ。職員さんから「最初は泣きますが、すぐに泣き止んでお友達と遊ぶので心配ないですよ」と言われたが、私はちっとも心配ではなかった。

.

しかし、ひろばを出ようとしたとき「待ってー!」と息子が泣きながら追いかけてきたのだ。ひろばを出ても泣き声が聞こえ続け、初めての息子の様子に戸惑い、「本当に預けて良かったのか」と、お迎えの時間まで何も手に着かなかった。恐る恐る迎えにいくと、息子はお友達と楽しそうに遊んでおり、私を見つけると笑顔で走り寄ってきた。離れても必ず戻ってくる、と子どもに話すことが大切だと職員さんから説明されていたのだが、その通り、息子は私が向けに来るのを信じて待ってくれていたのだ。「電車で遊んだよ」「おにぎり残しちゃった」と一生懸命話す息子がたまらなく愛おしく、ぎゅうっと抱きしめた。

時間になると必ずママが迎えに来る。この安心感があるからこそ、子どもが思いっきり遊ぶことができる。あの日、私を振り返ることもなく走っていった息子には、ママはいつも見守ってくれている、という確信があったのだと気づくことができた。ひろばの一時保育は、子どもだけでなく親の私の心も成長させてくれた。



こども誰でも通園制度実施における提言(第4回)

2023年12月25日

社会保険労務士法人ワーク・イノベーション代表 菊地加奈子

確認事項



現行の一時預かりとの違いが不明瞭のため、以下を整理して頂きたいです。

①待遇差

施設型給付等の施設における職員の処遇と地域子ども・子育て支援事業における一時預かりの職員の処遇が異なります。

誰でも通園制度に従事する職員はどのような取り扱いになるのでしょうか。

②契約

キャンセル料の取り扱いに関する便宜が検討されていますが、現行の一時預かり 事業はキャンセル料は頂けても利用に対する加算が付かず、減収となります。 収入額で一時預かり・誰でも通園制度の実施を選択するようになるのでは。

③目的

誰でも通園制度と現行の一時預かり事業の事業目的の違いが不明瞭なまま、新たな給付と既存の子ども子育て支援事業とに分かれるのは事業者も混乱するのではないでしょうか。



施設型給付の保育所



地域子ども・子育て 支援事業の 一時預かり事業

〇処遇改善等加算対象

×処遇改善等加算対象外

- ・ 保育内容や職務の違いによって同一労働・同一賃金の問題は生じないとも言えるが、 一方で<u>本人希望による配置ではない</u>ことや<u>異動も行われる</u>こと、<u>兼務・専任と施設によって取</u> り扱いが異なる点から見ても、人事制度・賃金体系構築の点からみても複雑になる。
- 公平性を担保するために、法人によっては独自の予算を充てて賃金水準を統一するなどの努力をしている。



すべてのこどもにとって保育が必要であるという認知が広がる機会でもあり、保育者の待遇については法人・施設内における不当な差が生じないよう丁寧に議論してほしい。

2契約



(中間とりまとめより)

○ 試行的事業においては、<u>当日のキャンセルがあった場合、市町村から事業者への支払いの対象とすることも可能としつつ、支払いの対象とする場合には、予定していた利用者の利用可能時間についても、利用したものとみなす</u>こととしている・・・試行的事業を実施する中で検証を重ねた上で、本格実施に向けて更に検討が必要である

乳幼児一時預かり事業 (横浜市等) 保護者からキャンセル料(保護者負担分)を徴収することは可能 であるが、利用者加算については実績がないと支給されない。



既存の一時預かりとの違いが不明瞭な中、事業者への給付・補助金の差がある。

3目的



一時預かり事業は親のレスパイトケア、多様な働き方に応じた保育の充実といった、保護者支援の要素が強いように思われるが、<u>事業者は保育実施にあたり、子どもにとっての保育環境の充実を</u>最重要視している。

- 実施に当たり、目的の違いがわからないまま、収入の多寡や有利・不利で選択をするようにならないよう、一時預かりとこども誰でも通園制度の違いを明確にしてほしい。
- 親のリフレッシュは必要。ただし、子どもの立場で考えると親が元気でいてくれることが最大の幸福であることからすると、一時預かり事業は子どものための制度であるといえる。
- 事業が複雑になることで事業者の手続きが煩雑になり、保育者の待遇に不利益が生じるのであれば、統一できる部分は区分しない方がよいのではないか。



既存の一時預かり事業を残すのであれば、事業者・保護者双方にとってわかりやすい区分をしてほしい。



意見書

2023年12月25日



特定非営利活動法人

全国小規模保育協議会

こどもたちのために、日本を変える

Florence

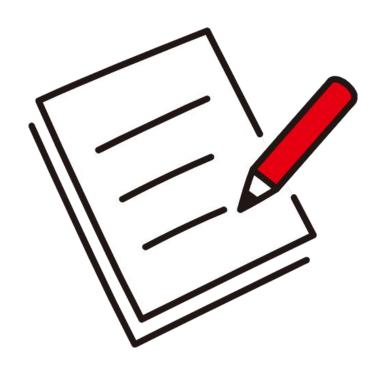


AGENDA

- 1. 委託料の見直しを
- 2. 「居宅訪問型保育」も制度の対象に

01.

委託料の見直しを



11

12月7日の事業者説明会にて、委託料が発表



ポイント⑩:試行事業の実施方法等

項目ごとの説明(5)

留意事項

①保育中に事故が生じた場合には、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について(平成29年11月10日付け府子本第912号・29初幼教第11号・子保発1110第1号・子子発1110第1号・子家発1110第1号通知)」に従い、速やかに報告すること。

②利用当日に、通園がない場合には、対象児童状況の確認をすること。特に要支援家庭等の児童の利用がない場合には、関係機関と情報共有し、適切に対応すること。

③要支援児童等の不適切な養育の疑いを確認した場合には、関係機関に情報を共有するとともに、協働対処による相談支援を 行うなど、適切な支援を行うこと。

④給食等の提供については、事業所の判断とするが、利用者に対応状況が分かるよう周知を行うとともに、提供を行う場合においては、衛生管理やアレルギー対応など、適切な実施に留意すること。

⑤市町村から委託先への委託料の支払いにおいて、本事業に掲げる事業に要する経費について、「保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について」(平成30年10月17日厚生労働省発子1017号)に基づき支出する金額は、こども一人1時間あたり850円を基本とし、本事業に定める障害児を受け入れる場合は、こども一人1時間あたり400円を加算することを基本とする。なお、当日のキャンセルについては、委託料の支払いの対象とすることも可能とする。ただし、委託料の対象とする場合は、予定していた利用者の利用可能時間についても、委託料の対象とする時間数について利用したものとみなし、利用の処理を行うこと。市町村及び事業所は、委託料の支払いの根拠資料を事業実施後5年間保存すること。

⑥事業実施に当っては、現在「こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業の在り方に関する検討会」に おいて検討が行われており、その議論を踏まえて今後作成する「実施にあたっての留意事項」を参考にして実施を行うこと。

の対象となる利用者の家庭に対して当該事業の意義や目的、仕組みについて十分に周知を行うこと。

市町村から委託先への委託料の 支払いにおいて、本事業に掲げ る事業に要する経費について、 『保育対策総合支援事業費補助 金の国庫補助について』に基づ き支出される金額は、こども一 人1時間あたり850円を基本と し、本事業に定める**障害児を受** け入れる場合は、こども一人1 時間あたり400円を加算すること を基本とする。

委託料に関する3つの質問

質問1:事業者説明で初めて金額を発表するのは適切なのか

本検討会での議論なしに本件が決定したことが非常に残念です。

質問2:850円/時の計算根拠を示していただけないか

計算前提・根拠が示されていない状態では建設的な議論ができません。

こども家庭庁の掲げるEBPMとも矛盾するのではないでしょうか。

<u>質問3:空き枠が隙間なく埋まる前提で単価を算出されていないか</u>

時間あたり単価算出する際、当然発生し得る空き時間についてもご考慮いただいてい るでしょうか。

13

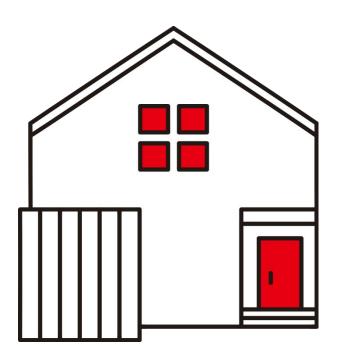
「こども一人1時間あたり850円」という委託料はあまりに低く、 事業者としては事業への手挙げを躊躇う水準です。

このままでは、せっかくの素晴らしい制度が全国に広まらない恐れがあります。

計算根拠をお示しいただき、ぜひ継続して議論させてください。

02.

「居宅訪問型保育」も制度の対象に



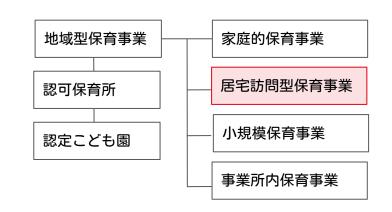
 $\overline{7}$

「居宅訪問型保育」とは



居宅訪問型保育事業

3歳未満の保育を必要とする乳幼児で、両親が就労している、集団保育が困難な障害・疾病がある等、特定の条件を満たした場合、保育士等が自宅を訪問して保育を行う事業



こども誰でも通園制度と「居宅訪問型保育」

● 現時点では、**居宅訪問型保育はこども誰でも通園制度の対象に含められていません**。

「こども誰でも通園制度において、居宅訪問型の事業形態を含めることについては、 (中略) 十分な検討が必要と考えられる。*」

- 理由としては以下の3点が挙げられています。
 - ①「同年代のこどもとの触れ合いを通じて成長する」という制度の意義との関係
 - ②居宅訪問型児童発達支援や障害児居宅介護といった既存事業との関係
 - ③一時預かり事業の中で実施が可能であること



「居宅訪問型保育」の対象である障害児・医療的ケア児。 彼らを育てる**家族の声**を聞いてください。

こども誰でも通園制度(仮称)の課題・ニーズについて 全国の障害児・医療的ケア児の家族149人に調査しました

・アンケート実施主体:認定NPO法人フローレンス

・調査方法 インターネット調査

・調査対象 全国の障害児・医療的ケア児の家族

·調査時期 2023年11月24日~11月30日

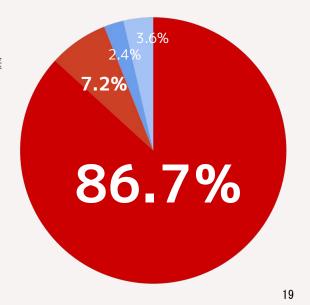
•回答数 149人

約9割の家族が、

就労の有無を問わない定期的な保育を「利用したい」と回答

〈もし就労の有無に関係なく、週1など定期的に保育を公的サービスとして受けられるなら、利用したい(したかった)ですか〉

n=83 ※保育サービス未利用家庭

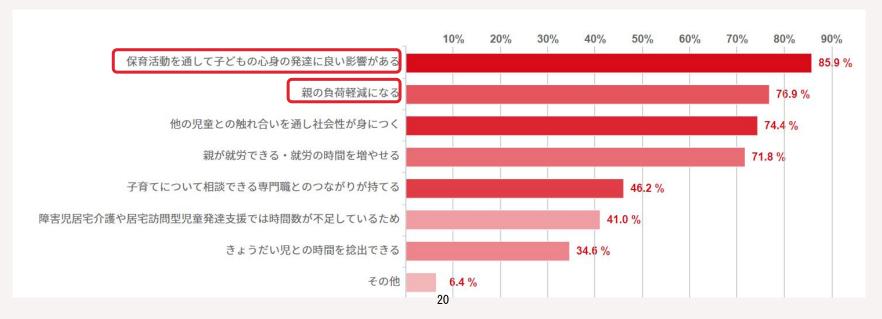


- **■** 利用したい
- どちらかといえば利用したい
- どちらかといえば利用したくない
- 利用したくない

保育を希望する理由は

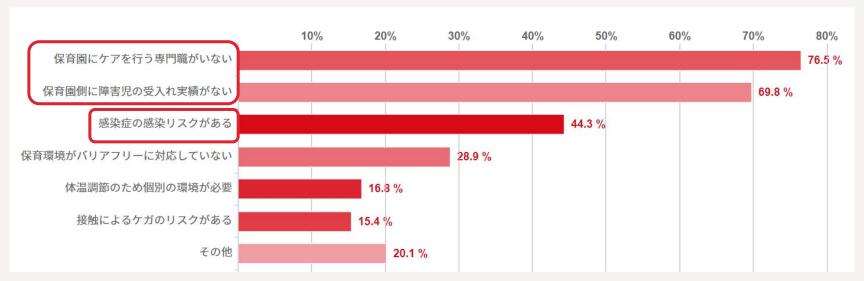
「こどもの心身の発達」「親の負担軽減」など

〈保育の利用を希望する理由をお聞かせください〉



しかし、保育を希望していても「保育園側の受け入れ体制のなさ」 「感染リスク」を理由に集団保育を受けられないお子さんも

〈保育園(集団保育を行う保育施設)への入園が難しい理由として考えられるものは何ですか〉

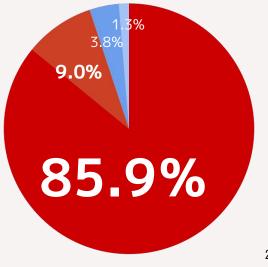


集団保育が難しい場合、

約9割が居宅訪問型保育の利用を希望

〈もしも保育園(集団保育を行う保育施設)への入園が難しい場合、 保育士がご自宅に伺うマンツーマンの居宅訪問型保育を利用したい(したかった)ですか〉

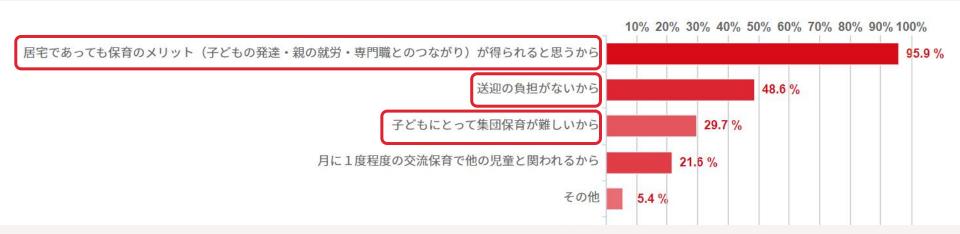
n=78 ※保育サービス未利用 かつ利用希望家庭



- **■** 利用したい
- どちらかといえば利用したい
- どちらかといえば利用したくない
- 利用したくない

「居宅であっても保育のメリットが得られる」という意見のほか、 「送迎の負担」や「集団保育の難しさ」から居宅保育を希望する声も

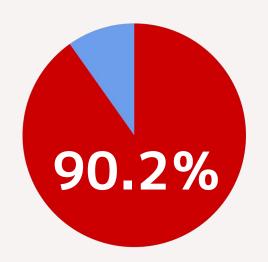
〈 (居宅訪問型保育を利用したい/したかった) その理由をお聞かせください〉



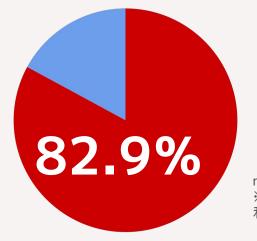
利用家庭が感じる、居宅訪問型保育の子どもの成長・発達に対する効果

〈居宅訪問型保育を利用していて感じた良い点を教えてください〉

「保育のプロと過ごすことで発達に良い影響がある」 と答えた人が<mark>約 9 割</mark>



「親以外の大人と交流できて刺激になる」 と答えた人が<mark>約8割</mark>



n=41 ※居宅訪問型保育 利用家庭

こども誰でも通園に対するご意見①

こどもの成長・発達

医療的ケアがあると感染リスク高く重症化につながりやすく、通常の感染対策意識に不安があるため通園したくても不安で通園できなかった。(中略)親以外の人と過ごす時間が子供らしい成長の時間になると思う。(身体障害/医療的ケアのある子の母)

障害の有無に関わらず保育はあるべきで、子供の病気の 度合いにより通園が困難になり、保育での学びの機会を 失うことはあってはならないと思います。

感情の表出が難しい子であっても心の中はぐんぐんと成 長していきます。

居宅訪問型保育は、どの子も平等に当たり前の保育での 学びや経験を得ることのできる場だと考えます。

(身体障害/知的障害/医療的ケアのある子の母)

みてもらえる通学園がない中で、<mark>医療的ケア児も発達面の促される機会がほしい</mark>です。対象外にされるのは不本意です。

(医療的ケア児の母)

ママと二人だけの閉塞した時間空間から喜びの刺激を受けるチャンスを与えてあげたいです。

(身体障害/知的障害/医療的ケアのある子の祖母)

医療的ケア児の親は、睡眠時間を削って毎日毎日終わりのないケアをしています。 (中略) 子どもらしく遊んでやる余力はまったく残りません。それでも、子供らしいことを少しでも経験させてやりたいのです。

(身体障害/知的障害/医療的ケアのある子の母)

こども誰でも通園に対するご意見②

医ケア児にも選択肢を

医療ケアがあると、通常使えるサービスも利用 困難です。(ベビーシッターや一時預かり施設など) そもそもの選択肢がないのに、何故奪う。 (身体障害/知的障害/医療的ケアのある子の母)

こどもが気管切開をしており医療的ケアの必要がある ため、通常の保育園に入れる事が難しく、また選択肢 が少ない状況にあります。

こども誰でも通園制度が医療的ケア児を対象にした居 宅訪問型保育が対象になることで自分の未来の選択肢 (労働に関してなど)が広がり、またもう1人こどもを 考える可能性にも繋がると思いました。是非対象にし てもらいたい制度です。

(医療的ケア児の母)

医療的ケアがあると預かってもらえる場がただでさえ 少ない上に、体調管理など注意しなければならない点 も多いので、保育の選択肢は多ければ多い方が良いで す。(身体障害/医療的ケアのある子の母)

集団保育が難しいが一時保育が必要な子どももおり、 医療的ケアが必要な子どもに対しては居宅型保育がど うしても必要なので対象に加えて欲しい。 (医療的ケア児の母)

本当に必要性の高い家庭が除外されるような失望感がある。その立場にならないといかに選択肢が無いかがわからない。(身体障害/知的障害のある子の母)

こども誰でも通園に対するご意見③

「誰でも」ではないのか

健常児だったら働いてなくても保育園にいけるのに、 障害や病気があるだけで享受できない制度があるとい う状況にはしてほしくない。 特に未就学児のうちは まだ親が子どもの障害を受け入れきれていないことも 多く、孤独感から死を考えることは決して珍しいこと ではない。

(中略) どうか、どんなこどもであっても社会で受け 入れる世の中であってほしい。

(身体障害/知的障害/医療的ケアのある子の母)

医療的ケア児はそうでなくても受け入れが少ないのに、ここでも対象外にされないといけないのはなぜなのか。対象外がいるのであれば『誰でも』の名称は使わないでもらいたい。

(身体障害/知的障害/医療的ケアのある子の母)

そもそも医療的ケアがあろうがなかろうがみんな同じ 国に生まれた子供。

誰でもと謳いながら障害を理由に排除するなんてこれ 以上ケア児家族を社会から孤立させるような事をする のをいい加減やめて欲しい。

(身体障害/知的障害/医療的ケアのある子の母)

まず率直に「こども誰でも」の中に医療的ケア児は入れないのか という印象を持った。

さらに、集団で過ごしたいけど叶わないご家庭に向けた「保育」であることには変わりないのに、「居宅訪問」がつくと対象外になるなんておかしいと感じた。

(知的障害児の母)

こども誰でも通園に対するご意見④

医ケア児家族の社会との繋がり

乳幼児の時から、どこにも所属できず不安な気持ちを 抱えながら育児をしてきました。居宅であれ所属でき る場所は社会とのつながりであり、居場所です。 (身体障害/知的障害/医療的ケアのある子の母)

(医療的ケア児家族に)社会に出るチャンスをあげて ほしい。孤育てをさせないでほしい。 そういう孤独 な環境が悲しいニュースにつながると思う。 (身体障害/知的障害/医療的ケアのある子の母)

居宅訪問型保育を対象外にするのはありえない。私は アニー(居宅訪問型保育)の保育を受けられて、自分 の時間を待て、先生方に支えられて、人生に希望が持 てました。

(身体障害/知的障害/医療的ケアのある子の母)

医療的ケア児に居宅訪問保育の誰でも通園制度が適用されたら、どんなに良いだろうと想像します。

(中略) 家庭に引きこもらざるを得ないことがどんな に過酷なことか?行政の人間は想像したことがあるの でしょうか?

(身体障害/知的障害/医療的ケアのある子の母)

医療的ケアの必要なこどもをもつ親が働くというのは (中略) 本当に厳しい現実だと実感しています。 かと言って、働かないという選択をすると、ずっとこ どもと二人きりで家にいて引きこもりのようになりが ちで、社会から切り離されたような、自分たちだけ溝 の隙間に落ちてしまったかのようなとても暗い気持ち になることが多かったです。

(医療的ケア児の母)

こども誰でも通園に対するご意見⑤

就労のきっかけ

乳児期から医療的ケアがあることで、早々に職場復帰を諦め、退職してしまう親も多いと思います。私の場合は復帰を目指しましたが、週5日の預かり先がなく退職しました。

「こども誰でも通園」を可能にしていただければ、 一度諦めたキャリアも再度就労できる道が開けると思います。

(身体障害/知的障害/医療的ケアのある子の母)

就職活動する間のサポートとして、制度が利用できれば良いと思います。 健常児であればベビーシッター を利用できますが、医療ケア児の場合、利用できない場合も多いと思います。

(医療的ケア児の母)

子どもに障害があるから就労できない、就労していないから保育園に入れない、というループを断ち切る画期的な政策だと思っています。

選択肢をひとつでも増やしたいです。ぜひ居宅訪問型 保育も対象にしてください。

(身体障害/知的障害のある子の母)

(入園前は)娘のケアで1日があっという間に終わっていました。そのような状況の中で転職活動をすることはかなり厳しかったです。

(中略)様々な状況の中で子育てをされているご家庭をサポートできるような、より柔軟な制度になるといいなと思います。

(医療的ケア児の母)

こども家庭庁は障害児福祉の既存制度との重複を懸念

(検討会資料より)

(注) こども誰でも通園制度は通園を前提とした仕組みとして給付化するものであるが、 外出することが難しい障害のあるこどももいることも考慮しながら検討する必要がある。 一方で、こども誰でも通園制度において、居宅訪問型の事業形態を含めることについて は、①「家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得 られる」「こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人がいる場で、 同じ年頃のこども達が触れ合いながら、家庭にいるだけでは得られない様々な経験を通 じて成長できる」といった制度の意義との関係で、居宅での支援をどう位置づけることが できるか、②障害児に対する支援として既に給付の対象となっている居宅訪問型児童発 達支援や障害児居宅介護といった既存事業との関係がどのように整理できるのか、③現 行の一時預かり事業の中では「居宅訪問型」の類型を設けており引き続き一時預かり事業 の中で実施することは可能であること、等を踏まえた上で、十分な検討が必要である。

こども誰でも通園制度の対象に居宅訪 問型保育を含めることに関しては、 「居宅訪問型児童発達支援や障害児居 宅介護といった既存事業との関係」な どを理由に「十分な検討が必要」とさ れている。

しかし、こども誰でも通園制度と既存の 障害児福祉の制度では、目的が異なる。

【各制度の目的】

居宅訪問型児童発達支援:療育 障害児居宅介護:親の負担軽減

こども誰でも通園制度:こどもの育ちの保障

ただでさえインフラが整っていない医ケア児支援の現状

既存の障害児福祉制度には課題も多く、十分とは言い難い

支給決定のハードル

- ・多くの自治体が、未就学児に居宅介護の支給決定をしていない。
- ・いわゆる「動ける医ケア児」は居宅児発 の対象外。しかし地域・保育園によっては 集団保育にも入れず、制度の狭間にいる。

利用可能時間・頻度の少なさ

居宅介護・居宅訪問型児童発達支援ともに利用は限定的。

目安:1回1~2時間、月5~10日間ほど

受け皿の不足

- ・居宅訪問型児童発達支援の実施事業所が 少ない。
- ・居宅介護の実施事業所はあるものの、小児に対応できるところは少ない。

保護者の負担

居宅介護、居宅訪問型児童発達支援ともに原則、保護者の付き添い利用が必要。

(アンケートより)障害児・医療的ケア児の家族の声

既存制度の不足から、「こども誰でも通園制度」に期待を寄せる声も

障害児福祉の制度がそもそも足りていない。 児童発達支援の時間では短いと思うし、選択肢が少ない。 (身体障害/医療的ケアのある子の母)





障害児の制度はあるとは言え、保護者付き添いで通所しなければならない施設もあります。 住む場所によっては施設自体少ないことも多く満足に通えているわけではありません。 (身体障害/知的障害/医療的ケアのある子の母)

現状の福祉サービスだけで充足してると思いますか? 障害児・医療ケア児がいる家庭はほとんどが共働きもできず、日頃のケアだけで手一杯です。 そんな中で藁をもすがる思いで新しい制度やサービスに頼りたいと考えています。 (身体障害/知的障害/医療的ケアのある子の父)



障害児・医療的ケア児とその家族は、強く保育を必要としています。

そして「こども誰でも通園制度」は すべてのこどもを対象にした「こどもまんなか」な制度であるはずです。

どうか、障害児・医療的ケア児を置き去りにした制度にはしないでください。



こどもたちのために、日本を変える



こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を 見据えた試行的事業実施の在り方について

第4回検討会 提出資料



【事業者からの確認事項・意見や課題等】

①満3歳児時点で給付が対象外となる課題

【満3歳となった場合の保護者の選択肢と各課題】

ア 引き続き当該施設に通園する場合

<u>年度途中で給付対象外となる</u>ため、施設が利用料を設定する際に、給付額を念頭に費用算出をしていた場合等、施設の利用料設定次第では、<u>誕生日以降の保護者負担が増額(月8,500円)する可能性がある。保護者負担に転嫁しない場合は施設負担となるため、各自治体にその負担分を求められる可能性が高い</u>。

イ 満3歳児保育を実施している幼稚園等であれば満3歳児入園する場合

現在<u>満3歳クラスを設定していない幼稚園等</u>はクラスを増やしたり、全体の教育課程を再編成する等大きな変更を求められることになる。

ウ 通園をやめる場合

自宅保育となり、<u>通園することで得られるメリットを受けられなくなり</u>、当該制度の意義が損なわれる。

②定期利用と不定期利用(時間単位)について

特に「こども」のことを第一に考えれば、不定期利用は、施設への慣れや遊びの断続、生活の不規則性が生じる等そぐわないと思われるため、定期利用を基本とすることでこども・保護者双方への支援が充実するのではないか。そのためには<u>利用時間・実績で変動する給付ではなく、本制度のための基本的な体制整備をするための「基本分」をまかなうための給付が必要ではないか</u>。

③こどもの見取り(記録)と保護者への面談・子育て相談等

令和5年度未就園児の定期的な預かりモデル事業と主旨が変化してきたようで、<u>こどもの</u> <u>見取りや保護者の面談・相談</u>は「必要に応じて」とアップグレード的な位置づけになっており、この部分は<u>実際の提供時間とは別に時間を要する</u>ものであるが、「必要に応じて」実施するための給付額が現在の設定単価には反映されているのか疑問がある。

④生後6か月~1歳児までの支援について

幼稚園等では、0歳~1歳児に対しては、園庭開放や親子教室等の開催による子育て支援を行っているが、親子を対象とするものが大半で、こどものみを預かる事業を行っている施設は少数であると思われる。

一方で、保育所・認定こども園は都市部では満員状況で本事業に対応できる施設は少数ではないかとも思われる。

 $0\sim2$ 歳で保育所等に通園されていないこどもは家庭で子育てをしている保護者が主な対象となるため、特に $0\sim1$ 歳児はこどもへの負担も考えて、親子登園である場合も給付対象とならないか。

※実施要領上では、親子登園を一部認めつつ、「長期とならないように」「条件とならないように」のただし書きがあるが、<u>基本的に親子登園でも可能となるような柔軟な制度になら</u>ないか。

⑤支援児・虐待児の対応について

定期利用であれば、通園状況等から家庭背景等を把握し、保護者相談等寄り添えるが、<u>不</u>定期・自由利用では、実際のところその対応は不可能である。また、<u>支援児や虐待防止等の対応を的確に行うには人材確保と担当職員の資質・能力の高さや経験が求めれるため、担当職員にかかる人件費が増大する</u>ことになるが、現行の加算単価では、それらの経費が反映しているのか疑問がある。